## 議案第24号

八幡浜市通学費補助金交付条例の一部を改正する条例の制定について 標記条例を次のように制定する。

令和7年2月25日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市通学費補助金交付条例の一部を改正する条例

八幡浜市通学費補助金交付条例(平成17年条例第89号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定中太枠で囲まれた部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に太枠で囲まれた部分で示すように改正する。

改正後	改正前
別表 (第2条関係)   学校 区域   (略)	別表 (第2条関係)   学校 区域   (略)
千丈小学 (略)   校   八幡浜中 横平 川上町の全地区 真網代学校 穴井 大島	千丈小学 (略) 校 愛宕中学 大島 校 八代中学 横平 川上町の全地区 真網代
(略)	(略)

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の八幡浜市通学費補助金交付条例の規定は、この条例の施行の日以後の通学費に係る補助金について適用し、同日前の通学費に係る補助金については、なお従前の例による。

## 提案理由

令和7年4月1日から愛宕中学校、八代中学校及び松柏中学校を統合し、八幡浜中学校を新設することに伴い、所要の改正を行うため。